

第9回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和2年1月7日(木) 午後1時00分～午後3時20分

2、開催場所 新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 坂本 理一 委員 8番 廣瀬 幸治 委員

②第2 報告第 13号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 36号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 37号 農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について
 議案第 38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 39号 農業法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
 について
 議案第 41号 下限面積(別段の面積)の設定について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
局長補佐	星野 晃希
書記	峰松 一実
書記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠	席順	委員名	出欠
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
参加者なし	

6. 会議の概要

事務局	<p>只今から第 9 回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。7番坂本委員と8番廣瀬委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔にお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしくお願いいたします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いいたします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。本日の議題は議案 6 件と報告 1 件であります。 早速、審議に入ります。報告第 13 号「農地法第 18 条 6 項の規定による解約報告について」を議題とします。本件につきましては一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の 1 頁から 5 頁をご覧ください。報告第 13 号について説明いたします。記載のとおり 10 件となっています。合計 52 筆で面積が 40,040 平米となっています。内訳は田が 15 筆で、12,912 平米です。畑は 37 筆で、27,128 平米となっています。 解約事由は双方合意による借人変更のためが 8 件。農地法第 5 条申請のためが 2 件となっております。 なお、借人変更のための 8 件は今総会に新たな借人の申請が 40 号議案に諮られております。農地法第 5 条申請のための 2 件は議案第 36 号に上がっています。 以上で報告第 13 号の説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の説明について質問はありませんか。</p>
9番委員	<p>譲受人が他県の方ですが、どういう経緯で利用権を結ばれていたのですか。</p>
議長	<p>私が知る限り借受人の方は〇〇〇〇〇〇の〇〇工場に勤めておられますので、住所がそのようになっているのだと思います。農業者年金の経営移譲の関係で結ばれていたと思います。</p>
事務局	<p>およそ 27 年前に農業者年金の関係で息子さんを借受人として経営移譲されておりました。その 10 年後に更新をされておりましたが、今回農地法第 5 条の申請をするに当たり解約の手続きをされています。</p>
議長	<p>他に何か質問はありませんか。無いようなのでこれで報告第 13 号を終わります。 次に議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。先に 7 番から審議を行います。この案件については既に農地を埋め立てである状態で申請人の方に確認したい点があつたため、今日〇〇さん本人をお呼びしています。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の 8 頁をお開きください。番号 7 について説明いたします。位置図は 6 頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地でございます。登記地目は田ですが、現況地目はその他雑種地となっています。登記面積は 988</p>

	<p>平米です。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん37歳、自営業の方です。貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん71歳、農業の方です。</p> <p>お二人の関係は義理の親子です。借受人の方は現在〇〇の〇〇〇〇前で自動車関係の仕事をされていますが、そちらが手狭になったことで今回の申請をされています。転用の目的は自動車保管庫及び展示場となっています。施設の概要は新車展示倉庫1棟158.46平米、8台分の展示スペース120平米、7台分の駐車場75.96平米、14台分の廃車仮置き場114.24平米、通路その他519.34平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが東と西は田、南と水路、北は線路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、始末書が提出されています。また、公有水面占用許可を申請されています。なお、使用貸借の契約期間は令和2年3月から20年となっています。番号7の説明は以上です</p>
議長	担当委員より説明をお願いします。
7番委員	<p>現地の状況ですが、申請地の両側は田となっていますが、鹿島寄りの田のみ耕作をされている状況です。鹿島寄りの片側だけ擁壁がしてあり、その前に幅30センチの用水路とその少し先に排水路が設けてあります。先程説明で条件はなしと聞きましたが、はたして隣接農地の方から排水関係の許可をもらっているのか。また、鉄道から8メートルの範囲はいろんな条件があったと思いますが、その許可はとれているのか疑問です。</p>
議長	ここで始末書の読み上げをお願いします。
事務局	(始末書読み上げ)
事務局	先程の隣接耕作者からの許可ですが、両方からいただいています。
3番委員	自動車関係のお仕事をされているので油などの流出が気になりますがその点は大丈夫ですか。
事務局	あくまで申請地は展示場として利用されるので油の心配はいらないかなと思います。
議長	それではこれから〇〇さん本人をお呼びして質問をしていきたいと思います。
	(申請人(貸出人)入室)
議長	今日はお忙しいところ来ていただきありがとうございます。申請地の両側が農地ということもあり、確認しておきたい点と当時埋め立てられた経緯を聞きたいのでお呼びしました。
申請人(貸出人)	平成7年に埋め立てを行いました。今はもうありませんが、当時〇〇設計事務所に全てお願いしていて許可も取ってくれているものだと思っており、申請ができていない状況だとは考えていませんでした。
議長	隣接農地の排水関係がはっきりわからない点があるので教えていただいてもいいですか。
申請人(貸出人)	今地図上に川が書いてありますが、そこから用水を取って、西葉の方に排水をしていました。
議長	<p>〇〇の方に水路が流れるのかどうか確認する必要があると思います。現地確認をした際に排水できる感じがしませんでした。担当農業委員の報告では、排水路が別にあると報告がありましたので、その点の相違を確認する必要があると思います。</p> <p>議事の進行上で先に進まなければならないのと今回の申請には行政書士の〇〇さんが行っているようなので、次回の総会に来ていただいてもう一回審議したいと思います。今の状況だと許可を下せないなので、今回は保留とさせていただきます。</p>
	(申請人(貸出人)退室)
議長	<p>それでは次に進みたいと思います。</p> <p>次に1番について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番と2番は場所が近いため一緒に説明をします。</p> <p>総会議案・説明資料の6頁をお開きください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。この案件につきましては、議案第36号の2番と市</p>

	<p>道を挟んで隣接地となっておりますので、まとめて説明いたします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑で、現況地目は樹園地となっております。登記面積は1,004平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん58歳、公務員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、飲食業の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要ですが、太陽光パネル216枚の356.40平米と通路その他647.60平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は水路、西は宅地、南は畑ですが、転用の許可が出ています。北は畑（遊休農地）となっております。備考欄に記載のとおり地元等機関との協議ありで条件はなしとなっております。申請地の南側3筆は太陽光発電で転用許可が出ています。</p> <p>次に番号2について説明いたします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地になっています。登記面積は938平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、飲食業の方です。譲渡人は1番と同じく〇〇〇〇さんです。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル216枚、356.40平米と通路その他が581.60平米となっております。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は道路を挟んで畑、西は道路、南は畑（遊休農地）、北は山林となっておりますが、太陽光発電の工事がされています。考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっております。申請地の南側1つ筆を挟んで太陽後発で装置が2筆で設置されています。番号2の説明は以上です。</p>
議長	担当委員より説明をお願いします。
10番委員	現地は以前申請があったとこと同じような状況です。周囲の農地で耕作されている方はいないので特に問題はないかなと思います。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
2番委員	太陽光パネルの現地調査時にはどういったことを確認しなければならないのですか。
事務局	排水の確認をする必要があります。雨水が流れていく場所など。あとは隣接耕作者に影響がないかなど確認する必要があります。
議長	他に質問はありませんか。質問も無いようですので、採決します。 議案第36号の1番と2番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。位置図は2頁をご覧ください。この案件は追認の案件となっております。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇です。登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地となっております。登記面積は31平米です。譲受人は〇〇〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。譲渡人は〇〇〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、農業の方です。転用の目的は進入路で、自宅南側にある車庫への進入路としての申請です。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路、西と南は水路、北は道路となっております。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっておりますが、始末書が提出されています。番号3の説明は以上です。
議長	ここで始末書の読み上げをお願いします。
	(始末書読み上げ)
議長	只今の説明について質問や意見はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に4番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号4について説明いたします。位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇でございます。こちらは遊休農地となっている所です。登記地

	目、現況地目共に畑となっています。登記面積は2,397平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん48歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん92歳、無職の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル288枚、478.54平米と通路その他1,918.46平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は畑と道路、西と南と北は畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号4の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
1番委員	ここは農振除外をされていた農地で、昨年の12月に行政書士の〇〇さんが書類の用意できたということで申請に来られました。〇〇〇〇さんの太陽光パネルが設置されている場所の近くになります。排水関係は堤の方に流すようになっています。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 質問も無いようですので、採決を取りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に5番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号5について説明いたします。位置図は4頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇〇〇番地でございます。こちらは遊休農地となっている所です。登記地目、現況地目共に田となっています。登記面積は2,291平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇〇〇(株)という不動産業者です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん67歳、会社員の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル308枚、508.70平米と通路その他1,782.30平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は畑と水路、西は道路と水路、南は畑と水路、北は田となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。番号5の説明は以上です。
議長	ここで担当委員より説明をお願いします。
3番委員	申請地の周辺は山林となっています。排水関係ですが、北側の田との境にU字溝を設置してそこに流すとのことです。また途中に貯水池作って一気に水が流れないようにするそうです。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付します。 次に8番について事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の9頁をお開きください。番号8について説明いたします。位置図は6頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地の4筆でございます。登記地目は3筆が畑で、あと2筆が田となっています。現況地目は2筆がその他雑種地で、もう2筆は田になっています。登記面積はそれぞれ241平米、359平米、361平米、600平米となっていて、合計1,561平米になりますが、これに周囲の宅地5筆(1,133.66平米)と雑種地86平米、そして里道28.22平米が同時利用されまして、総面積は2,808.88平米になります。譲受人は〇〇区の不動産業者(株)〇〇〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇市の〇〇〇〇さん51歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲で、9区画の宅地分譲が計画されています。面積は1,874.54平米で通路その他が843.26平米となっています。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は水路・道路、西は宅地・水路・雑種地、南は宅地・畑、北は宅地・田となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。 申請地周辺は公共下水道が整備されています。今回里道及び水路形状変更承認申請

	がされています。番号8の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
11番委員	場所は〇〇の南東側50メートル位になります。上水と下水については、西側の市道に埋設されているので、そこから引き込むということです。雨水については東側の里道がありますが、その側溝に流すそうです。ご審議の程、よろしくをお願いします。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
2番委員	雨水がどの方向に流れるのか気になります。
事務局	雨水については先程11番委員さんが言われましたが右側の里道の側溝に流すようになっています。その先は市道を横断する水路へと流れます。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に6番について説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は戻って7頁をお開きください。番号6について説明いたします。位置図は戻って1頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇でございます。 登記地目は畑ですが、現況地目は樹園地になっています。登記面積は941平米です。借受人は〇〇市の〇〇〇〇さん61歳、飲食業の方です。貸出人は〇〇区の〇〇〇〇さん68歳、飲食業の方です。転用の目的は太陽光発電装置で、施設の概要は太陽光パネル216枚、351.40平米と通路その他が589.60平米となっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが東は水路、西は畑、南と畑(遊休農地)、北は畑(太陽光発電で転用許可が取られている。)となっています。 備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。賃貸借の契約期間は系統連系接続から20年となっています。番号6の説明は以上です
議長	担当委員より説明をお願いします。
10番委員	ここも先程説明した通りです。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成とし、許可相当として県へ送付いたします。 次に議案第37号「農地法第5条転用許可後の事業計画変更承認申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の10頁をお願いします。番号1について説明いたします。位置図は7頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は田ですが、現況地目は集団地区となっています。登記面積は104平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん82歳、農業の方です。申請人の方は平成8年1月29日に宅地分譲で許可を取られていましたが、未完成のままの状態でありました。今回貸駐車場と物置倉庫を計画されて変更申請されています。その概要は3台分の貸駐車場30平米、1棟の物置倉庫10平米、通路その他64平米になっています。周囲の状況ですが東と西は雑種地、南は宅地、北は田(国土交通省が収用。)道路となっています。番号1の説明は以上です。
事務局	この案件は追認の案件となっていて、すでに砂利が敷いてある状況です。申請地の左側も砂利が敷いてありますが、それぞれ筆が分かれています。以前宅地分譲で申請をされましたが、地目変更をされていなかったため事務局より通知を送ったところ、事業計画変更の手続きをされていないまま貸駐車場として利用されていることが判明したため今回申請をしていただいています。

議長	只今の説明について質問はありませんか。
10番委員	周りは地目変更をされているのですか。
事務局	周辺は雑種地となっていて申請地のみ農地となっていました。
8番委員	私が担当委員ですので、少し補足をいたします。夏に最適化推進委員の〇〇さんと農地パトロールを行った時に地図上は田となっており、おかしいのではないかと二人で話をしていました。最適化推進委員の方から事務局へ報告されていたようです。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図は8頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目・現況地目は畑となっています。登記面積はそれぞれ2,601平米、2,254平米、2,936平米です。申請人は〇〇区の㈱〇〇〇〇という太陽光事業者です。申請人の方は平成31年3月27日に太陽光発電設備で許可を取られていました。現在工事を進められていますが、太陽光パネルの設置位置を変更に伴う申請になっています。目的及び太陽光パネルの設置枚数に変更はありません。周囲の状況ですが、 東は道路、西と北は山林、南は原野となっています。番号2の説明は以上です
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第38号「農業法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の11頁をご覧ください。位置図は9頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目は畑ですが、現況地目は村落地区となっています。登記面積は272平米です。申請人は〇〇区の〇〇〇〇さん61歳、会社員の方です。農地区分は2種農地です。転用の目的は農業用倉庫となっています。施設の概要は農業用倉庫1棟54平米、通路その他218平米になっています。周囲の状況ですが、東は水路、西は畑、南は畑、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてありまして、条件は無しとなっていますが、始末書を提出してあります。番号1の説明は以上です。
議長	始末書の読み上げをお願いします。
	(始末書読み上げ)
議長	担当委員より説明をお願いします。
3番委員	現地にはすでに小屋が建っている状況です。申請者の方は届け出をしなければならないことを知らなかったということです。
議長	只今の説明について何か質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。位置図は8頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目・現況地目は畑となっています。登記面積はそれぞれ2,601平米、2,254平米、2,936平米です。申請人は〇〇区の㈱〇〇〇〇という太陽光事業者です。申請人

	の方は平成31年3月27日に太陽光発電設備で許可を取られていました。現在工事を進められていますが、太陽光パネルの設置位置を変更に伴う申請になっています。目的及び太陽光パネルの設置枚数に変更はありません。周囲の状況ですが、東は道路、西と北は山林、南は原野となっています。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員より説明をお願いします。
9番委員	場所は先程説明があった通りになります。現地はもう木が伐採されている状況になります。周囲に農地もなく特に問題はないかと思えます。
議長	只今の説明について質問はありませんか。
8番委員	現地は木が無いような状況ですが、雨が降った時の排水はどうなっていますか。
事務局	排水については自然浸透で対応をする予定だそうです。特に問題はないかと思えます。
議長	他に質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として取り扱います。 次に議案第39号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」事務局より説明をお願いします。
議長	総会議案・説明資料の12頁をお開きください。1番について説明いたします。位置図は11頁も併せてご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地及び〇〇〇番地でございます。登記地目及び現況地目は2筆共に畑となっています。登記面積は479平米と357平米になっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、団体職員の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と労力不足となっています。譲受人の〇〇〇〇さんはここでマキの木の苗を育てるそうでして、今回申請地の西側にも同様の農地を所有されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇委員さんと〇〇農地利用最適化推進委員さんで行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名が添付されているところでございます。番号1の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第40号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
	次に議案第40号について説明いたします。 総会議案・説明資料は13頁から20頁までとなります。この案件につきましては1議案の33件でありまして、32番と33番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。利用権設定されている案件が31件です。そのうち再設定(更新)が14件で、新規が17件です。利用権を設定されている31件のうち、使用貸借権は5件で、賃貸借権が26件です。賃貸借権26件のうち、現金扱いが9件で、物納扱いが17件です。 契約期間については、14年が2件、10年が11件、5年が14件、4年9か月が1件、3年が3件となっています。ここで使用貸借権が設定されている案件について若干説明します。1番は親子関係です。4番と12番は使用貸借の更新となっています。23番は報告第13号で解約の報告がありました。これまで親子間での貸し借りでしたが、今回〇〇さんのお孫さんである〇〇さんが家族協定を結んで認定農業者になるためにするために、借り手を変更されています。31番は貸し手と借り手で苗字は違いますが、実の親子です。使用貸借の更新となっています。 農地中間管理機構との貸借は2件で、2件とも賃貸借権が設定してありまして、契

	約期間は4年9か月です。 議案第35号の説明は以上です。
議長	私からも少し補足いたしますが、21番と22番はトマトのトレーニングファームの研修生です。ここで施設を構えられることになりましたので、紹介をしておきます。 何か質問はございますか。
10番委員	31番の借り手の方は市外に住んでいるようですが、〇〇市から通って耕作をされるのですか。
事務局	この方は農業者年金の経営移譲を受けられる方です。〇〇市に嫁がれた娘がキウイを作られているようです。
議長	他に質問はありませんか。
3番委員	1番は野菜と書いてありますが、3反弱の田で何を作られていますか。
事務局	ハウスで大葉を作られています。
2番委員	23番の〇〇〇〇さんは新規就農ですか。
事務局	昨年、農業大学校を卒業され、新規就農されています。
議長	他にありますか。 無いようなので採決を取ります。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成として扱います。 次に議案第41号「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第41号について説明いたします。総会議案資料の21頁をご覧ください。 農地法第3条の権利取得後の経営面積が50アール以上でなければ許可できないという要件がございます。農業委員会が別段の面積を定めた場合は、その面積とすることができません。この別段の面積につきましては、国からの通知により、毎年検討を行うようになっておりますので、今回提案させていただきます。 参考資料の2頁目をお願いします。こちらの頁には農地法第3条の抜粋したものを載せております。農地法第3条では、農地又は採草放牧地について所有権の移転、賃貸借権等の設定の権利、移転について定められており、これらの移転、権利設定については農業委員会の許可を受けなければなりません。許可の申請の提出があった場合、農業委員会はその申請の許可・不許可を決めることとなりますが、許可してならない場合というのが法律上明らかにされています。その許可してはならない場合の一つが、権利取得後の経営面積が50アールに満たない場合とされており、現在本市農業委員会においても50アールとしております。ただし、お手許の資料の農地法第3条第2項第5号の括弧内にご覧いただけますように、経営面積の平均規模が小さい地域であるとか、担い手が不足している地域においては、別段の面積を定めることができるとされており、その基準が農地法の施行規則に定めてあります。 次頁に農地法施行規則を抜粋したものを載せておりますので、ご覧ください。50アールの下限面積が実情に適せないと判断される場合には、施行規則第17条第1項の規定により、別段の面積の設定を行います。新規就農等を促進しなければ、農地の保全や有効利用が図られないと判断される場合には、同条第2項の規定により行うとされております。まず第1項から説明いたします。①設定区域の営農条件が同一であること。②面積が10アール以上であること。③定めようとする別段面積未達の経営体が全体の経営体数の100分の40を下回らないようにすることとなっております。 1頁をご覧ください。これは2015年農林業センサスの鹿島市における経営耕地面積規模別経営多数となっています。上段に左から鹿島市全体、旧鹿島町、旧能古見村、旧古枝村、旧浜町、旧鹿島村、旧七浦村(大字音成)、旧七浦村(大字飯田)の数値を規模別に記載しています。太い枠で囲まれた部分をご覧ください。経営耕地面積が50アール未満の経営体の総数となっています。その割合は全体967経営体数の3分の1程度となっています。また、

	<p>30アール未満にしますと、その割合は13%になりまして、要件となる40%を下回っています。つまり、第1項の要件には該当しないということになります。</p> <p>3頁目をご覧ください。第1項に該当しなくても新規就農を促進するために別段の面積を設定することができます。それが第2項になります。要件としましては、①耕作放棄地や低利用農地が相当に多いこと。②下限面積を下げた場合、周辺地域の農業経営に支障が出ないこと。この2つの要件を満たす必要がございます。この場合、下限面積は10アール未満の設定も可能となっています。</p> <p>鹿島市の場合、遊休農地は昨年度末で670haであります。2015年農林業センサスの鹿島市における経営耕地面積の1,894haとの合計の約26%に相当しますので、①耕作放棄地や低利用農地が相当に多いことには該当しないと思われま。新規就農等の観点から、別段の面積が設定できるという項目については、集約的経営を行う場合であれば例外的に農地の権利取得が認められており、意欲ある農業参入者の就農の妨げにはならないことこの理由から、現状の50アールを変更しないという方針を提案いたします。</p>
議長	<p>昨年もお諮りしましたが、要件的に耕作放棄地がかなりの数値に上がっていなければ、変更できないと条文的になっていまして、実際には、大変な時期に来ているとは思いますが、現行のまま推移せざるを得ないということですので、ご承認をよろしくお願いいたします。</p> <p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
	<p>賛成全員により、現行とおりといたします。</p> <p>以上を持ちまして、本日提出された議案審議を終わります。</p>

(午後3時20分終了)

	<p>この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものとして認め、ここに署名委員とともに署名する。</p> <p>令和2年 1月7日 鹿島市農業委員会</p>
	<p>会 長 ⑩</p> <p>7番委員 ⑩</p> <p>8番委員 ⑩</p> <p>事務局長 ⑩</p>